（様式第1号）

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票（評価対象年度：令和7年度）

施　設　の　名　称	小鯖漁港
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部漁港整備推進室

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期　　間	管理形態	指定管理者（管理受託者）の名称	摘 要
平成18年 4月 ～ 平成21年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成21年 4月 ～ 平成24年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成24年 4月 ～ 令和 3年 3月	直営		
令和 3年 4月 ～ 令和 8年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
令和 8年 4月 ～ 令和13年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名　称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指　定　期　間	令和8年 4月 1日 ～ 令和13年 3月 31日 （5か年）	
募　集　方　法	■ 公募 □ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施　設　の　名　称	小鯖漁港の指定施設	
所　在　地	気仙沼市唐桑町小鯖地先	
設　置　年　月	平成13年10 月	
根　拠　条　例　等	漁港管理条例	
設　置　目　的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施　設　の　内　容	敷　地　面　積	㎡
	構　造	
	内　容	延長24m及び幅員10m
開　館（所）日		
開　館（所）時　間	午前　時　分 ～ 午後　時　分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業　務　の　範　囲	漁港管理条例第18条 第2号　指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号　指定施設の維持管理に関する業務	
利　用　料　金　制	採 用 の 有 無	□ 有 ■ 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	1 人	0 人	0 人	0.0%	-

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
	1 人	0 人	0 人	0.0%	-
合　　計	1 人	0 人	0 人	0.0%	-

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入　　(単位:千円、%)

項　　目	事業計画	実　績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和7年度) (A)	前 年 度 (令和6年度) (B)	評価対象年度 (令和7年度) (C)		
県指定管理料	32	0	0	0.0%	-
利用料金収入				-	-
その他				-	-
収 入 計 (a)	32	0	0	0.0%	-

(2) 支出

人件費	25	0	0	0.0%	-
施設管理費	7	0	0	0.0%	-
事業運営費				-	-
その他				-	-
支 出 計 (b)	32	0	0	0.0%	-

(3) 収支

収　支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	-	-
前期繰越収支差額	0	0	0	-	-
次期繰越収支差額	0	0	0	-	-

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（令和7年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	定期的に清掃を実施し、週2回以上行う巡回の際に施設の点検を行い、利用者が安心して施設を利用できるように維持管理に努めた。 プレジャーボートの適正係留を促し、漁業者とのトラブル防止に努めた。	年間計画通りの事業運営を行った。	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
	収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。	年間計画より減少したが適正な事業運営を行った。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
効率性	管理運営体制	落水者発見時における対応について研修会を開催し、配置する職員の資質と能力向上に努めた。	年間計画通りの事業運営を行った。	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
	人員体制	正規　4 人　非正規　人				
	運営業務（ソフト事業等）の実施	指定施設の利用希望者に対して、指定施設の詳細について説明を行った。	年間計画通りの事業運営を行った。	A	各種書類は正しく整理されており、利用者が生じた際も適正に事務が実施されると見込まれる。	A
有効性	利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。	年間計画通りの事業運営を行った。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
	利用者サービスの向上	定期的に清掃を実施し指定施設の維持管理に努め、利用促進を図る為に造船所や漁業者等に施設の紹介を行った。	年間計画通りの事業運営を行った。	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	申請書の受付時や、巡回の際に利用者の要望聴取に努めた。	年間計画通りの事業運営を行った。	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
その他	県民の平等利用	住所地に関係なく公平な対応に努めた。	年間計画通りの事業運営を行った。	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A
	安全対策	巡回点検時等に利用者へ声がけを行い、事故防止の啓発に努めた。 緊急時に的確な対応が行えるように漁業者からの情報提供や協力体制を整えた。	年間計画通りの事業運営を行った。	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A

主な視点	項　　目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】	評価
その他	個人情報の保護	個人情報保護の重要性を認識し、業務を通じて得た個人情報は、個人情報を保護する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報保護条例を遵守した。 管理業務従事者は下より漁協職員全員には、業務上知り得た個人情報を他に漏らし、また不当に利用することの無いよう徹底した。	年間計画通りの事業運営を行った。	A	個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、情報公開はモデル規程に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
	自主事業の実施					
	その他の取組					
総　合　評　価			概ね年間計画通りの事業運営を行った。	A	概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準（目安）】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準（目安）】

評　価	評　価　の　考　え　方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫･改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者･施設所管課記入】

項　　目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	小鯖漁港は現在も利用者の募集をしており、何件かの問い合わせについて実際に現場の視察等説明に努めたが、利用までには至らなかった。引き続き漁港における適正係留を促すとともに、造船所や漁業者に情報提供を依頼し指定施設の利用促進を図りたい。	適正な施設管理がなされている。今後も利用者の確保のための取組を継続し、引き続き適正利用の推進等利用者の利便性向上を図っていく必要がある。